

議案第25号

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
（組織） 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。) <u>第14条</u>の規定に基づき、国民宿舎事業の<u>管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、国民宿舎プランナールみさを置く。</u>	（組織） 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。) <u>第7条ただし書き及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2</u>の規定に基づき、国民宿舎事業に<u>管理者を置かないものとする。</u> 2 <u>法第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者の権限を行う町長の権限に属する事務を処理させるため、国民宿舎プランナールみさを置く。</u> <u>第3条 削除</u>

(法の適用) <u>第 3 条</u> 略	(法の適用) <u>第 4 条</u> 略
(経営の基本) <u>第 4 条</u> 略	(経営の基本) <u>第 5 条</u> 略
(重要な資産の取得及び処分) <u>第 5 条</u> 略	(重要な資産の取得及び処分) <u>第 6 条</u> 略
(議会の同意を要する賠償責任の免除) <u>第 6 条</u> 略	(議会の同意を要する賠償責任の免除) <u>第 7 条</u> 略
(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) <u>第 7 条</u> 略	(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) <u>第 8 条</u> 略
(業務状況の説明書類の提出) <u>第 8 条</u> 略	(業務状況の説明書類の提出) <u>第 9 条</u> 略
(委任) <u>第 9 条</u> 略	(委任) <u>第 10 条</u> 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38	(目的) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38

条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員(三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)第3条第2項に規定する水道課の職員及び三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和41年三朝町条例第30号)第2条に規定する国民宿舎ブランナールみささの職員に限る。以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員(三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)第3条第2項に規定する水道課の職員及び三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和41年三朝町条例第30号)第2条第2項に規定する国民宿舎ブランナールみささの職員に限る。以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。